

~~~~~  
資 料  
~~~~~

雇児母発第1215001号  
平成20年12月15日

各 

都道府県
政 令 市
特 別 区

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

母子健康手帳の任意記載事項様式の改正について

標記について、母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)様式第3号(以下「省令様式」という。)以外の任意記載事項様式(50頁以降)について、別添の通り改めるので、貴管下市町村において、平成21年4月1日以降に交付する母子健康手帳にその内容を反映いただくようお願いする。

なお、今回は省令様式について改正を行う予定はないことを、念のため申し添える。

添別

母子健康手帳通知様式（任意記載様式）新旧対照

母子健康手帳通知樣式（任意記載樣式）

新																																
50	<p>歯の状態記号:健全歯／喪失歯△ 处置歯○ 未処置歯 C</p> <table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 10px;"> <tr><td>E</td><td>D</td><td>C</td><td>B</td><td>A</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td></tr> <tr><td>E</td><td>D</td><td>C</td><td>B</td><td>A</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td></tr> </table> <p>診査時年齢 歳 か月 指導(有・無)予防処置(有・無) 齲肉・粘膿(異常なし・あり) かみ合わせ(異常なし・あり) その他 ( )</p> <p>年 月 日 診査施設名または歯科医師名</p>												E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E
E	D	C	B	A	A	B	C	D	E																							
E	D	C	B	A	A	B	C	D	E																							
<p>歯の状態記号:健全歯／喪失歯△ 处置歯○ 未処置歯 C</p> <table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 10px;"> <tr><td>E</td><td>D</td><td>C</td><td>B</td><td>A</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td></tr> <tr><td>E</td><td>D</td><td>C</td><td>B</td><td>A</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td></tr> </table> <p>診査時年齢 歳 か月 指導(有・無)予防処置(有・無) 齲肉・粘膿(異常なし・あり) かみ合わせ(異常なし・あり) その他 ( )</p> <p>年 月 日 診査施設名または歯科医師名</p>													E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E
E	D	C	B	A	A	B	C	D	E																							
E	D	C	B	A	A	B	C	D	E																							
<table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 10px;"> <tr><td>E</td><td>D</td><td>C</td><td>B</td><td>A</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td></tr> <tr><td>E</td><td>D</td><td>C</td><td>B</td><td>A</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td></tr> </table> <p>診査時年齢 歳 か月 指導(有・無)予防処置(有・無) 齲肉・粘膿(異常なし・あり) かみ合わせ(異常なし・あり) その他 ( )</p> <p>年 月 日 診査施設名または歯科医師名</p>													E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E
E	D	C	B	A	A	B	C	D	E																							
E	D	C	B	A	A	B	C	D	E																							
<table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 10px;"> <tr><td>E</td><td>D</td><td>C</td><td>B</td><td>A</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td></tr> <tr><td>E</td><td>D</td><td>C</td><td>B</td><td>A</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td></tr> </table> <p>診査時年齢 歳 か月 指導(有・無)予防処置(有・無) 齲肉・粘膿(異常なし・あり) かみ合わせ(異常なし・あり) その他 ( )</p> <p>年 月 日 診査施設名または歯科医師名</p>													E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E
E	D	C	B	A	A	B	C	D	E																							
E	D	C	B	A	A	B	C	D	E																							



頁 数	新	旧
52	⑩健康診査は必ず受けましよう 特に注意しなければならないのは貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病であり、どちらも胎児の発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。また、妊娠21週までは流産の、妊娠22週以降は早産の危険性にも注意しなければなりません。そのためにもきちんと健 康診査を受診し、医師の指導を守りましょう。 (仕事が休みづらい等で困った時は、87頁をご覧ください。)	◎健康診査は必ず受けましよう 特に注意しなければならないのは貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病であります。また、妊娠22週以降は、早産のためにもきちんと健 康診査を受診し、医師の指導を守りましょう。 (仕事が休みづらい等で困った時は、83ページをご覧ください)
54	⑩妊娠中のシートベルト着用について 妊娠中も、シートベルトを正しく着用することによって、交通事故 に遭った際の被害から母体と胎児を守ることができます。ただし、シ ートベルトを着用することでが健康保持上適当でない場合には着用しなく てもよいこととされていますので、医師に確認するようにしましょう。 妊娠中にシートベルトを着用する場合には、事故などの際の胎児へ の影響を少なくするために、妊娠していないときとは異なるシートベ ルトの着用の方法が必要です。	(記載なし)

※妊娠中の正しいシートベルトの着用方法

- ①シートの背は倒さずに、深く腰掛けましょう。
- ②腰ベルト・肩ベルト共に着用するようになります。三点式ベルトの着用は、事故などで  
の際に状態が屈曲して腹部を圧迫するおそれがあり、危険です。
- ③腰ベルトは、大きくなつた腹部（妊娠子宮のふくらみ）を避けて、腰骨のできるだけ低い位置でしっかりと締めましょう。
- ④肩ベルトは、肩から胸の間に通し、腹部を避けて体の側面に通します。また、肩ベルトがたるんになると事故の際に危険ですから注意しましょう。
- ⑤腰ベルトや肩ベルトが腹部を横切らないようにしましょう。
- ⑥ハックルの道具は確実に差し込み、シートベルトが外れないよ  
うにしましょう。
- ⑦ベルトがねじれていなかどうか確認しましょう。

頁	新	旧
55	◎産後の健康 お産の後は、赤ちゃんの世話に追われて、自分のからだの異常にについては後回しにしがちです。妊娠中や分娩時に異常があつた場合は、引き続きその治療を受けなければなりません。経過が順調であれば、と思われるときでも、産後1か月をめどに医師の診察を受けると安心です。	◎産後の健康 お産の後は、赤ちゃんの世話に追われて、自分のからだの異常にについては後回しにしがちです。妊娠中や分娩時に異常があつた場合は、引き続きその治療を受けなければなりません。経過が順調であつて思われるときでも、1～2か月目頃には医師の診察を受けると安心です。
55	◎赤ちゃんと家族のかかりつけ医 産後は、何かと不安がともないがちです。 <u>妊娠中に、産科医から紹介を受けるなどして、小児医などから指導を受けておくと、育児に対する不安などを相談する機会になるでしょう。</u> 軽い風邪や発熱などで気輕にいつでもみてもらえるよう、 <u>自宅近くでかかりつけの小児科医をきめておくと安心です。</u>	◎赤ちゃんと家族のかかりつけ医 産後は、何かと不安がともないがちです。妊娠中に、産科医から紹介を受けるなどして、小児医などから指導を受けしておくと、育児に対する不安などを相談する機会になるでしょう。 軽い風邪や発熱などで気輕にいつでもみてもらえるよう、 <u>自宅近くでかかりつけの小児科医をきめておくと安心です。</u>
56	◎バランスのとれた食事を 食事は1日3食とすること、特定の料理や食品に偏らないよう気に留めることができます。それには、次にあげた「妊娠婦のための食事」「バランスガイド」を参考に、「主食」「副菜」「牛乳・乳製品」「果物」の5グループの料理や食品を組み合わせて、それぞれ適量をとりましょう。	◎バランスのとれた食事を 食事は1日3食とすること、特定の料理や食品に偏らないよう気に留めることができます。それには、次にあげた「妊娠婦のための食事」「バランスガイド」を参考に、「主食」「副菜」「牛乳・乳製品」「果物」の5グループの料理や食品を組み合わせて、それぞれ適量をとりましょう。
56	◎妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）の予防のために 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）の予防のためにには、睡眠・休養を十分にとり、過労をさけ、肥満を防ぎ、望ましい体重増加になるように心がけましょう。毎日の食事はバランスのとれた内容とし、砂糖、菓子類はひかえめにし、脂肪の少ない肉や魚、そのほか乳製品、豆腐、納豆など良質のたんぱく質や、野菜、果物を適度にとり、塩味はうすくするようになります。	◎妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）の予防のために 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）の予防のためにには、睡眠・休養を十分にとり、過労をさけ、肥満を防ぐことです。主食類、砂糖、豆菓子類はひかえめにし、脂肪の少ない肉や魚、そのほか乳製品、豆腐、納豆など良質のたんぱく質や、野菜、果物を適度にとり、塩味はうすくするようになります。

頁	新	旧
56	<p>◎神経管閉鎖障害の発症リスク低減のために、妊婦の健康と胎児の健全な発育のために、多様な食品を摂取することにより栄養のバランスを保つことが必要ですが、二分脊椎などの神経管閉鎖障害の発生を減らすためには、葉酸の摂取が重要であることが知られています。葉酸は、「ほうれん草、ブロッコリーなどの緑黄色野菜や、いちご、納豆など、身近な食品に多く含まれています。日頃からこうした食品を多くとるように心がけましょう。</p> <p>※葉酸は、「ほうれん草、ブロッコリーなどの緑黄色野菜や、いちご、納豆など、身近な食品に多く含まれています。また、葉酸の栄養機能食品などを多くとるよう心がけましょう。また、妊娠から後の服装は神経管閉鎖障害見出産の危険を減らさせることが知られています。</p>	<p>◎神経管閉鎖障害の発症リスク低減のために、妊婦の健康と胎児の健全な発育のために、多様な食品を摂取することにより栄養のバランスを保つことが必要ですが、二分脊椎などの神経管閉鎖障害の発生を減らすためには、葉酸の摂取が重要であることは、葉酸は、「ほうれん草、ブロッコリーなどの緑黄色野菜や、いちご、納豆など、身近な食品に多く含まれています。日頃からこうした食品を多くとるように心がけましょう。</p>
59	<p>◎赤ちゃんが過ごす場所</p> <p>※神経管閉鎖障害とは、赤ちゃんが形成される初期の段階で形成される脳や脊髄のもととなる神経管と呼ばれる部分がうまく形形成されず、きちんととした管の形にならないことで起因して起こる障害であり、遺伝などを含めた多くの要因が複合して発症するものです。二分脊椎では、生まれたときに、腰部の中央に腫瘍があるものが多い。また、重篤な場合には下肢の麻痺を伴うものもあります。また、脳に腫瘍のある脳瘤や脳の発育ができない無脳症などもあります。</p>	<p>※神経管閉鎖障害とは、赤ちゃんができてくる初期の段階で形成される脳や脊髄のもととなる神経管と呼ばれる部分がうまく形形成されず、きちんととした管の形にならないことで起因して起こる障害です。二分脊椎では、生まれたときに、腰部の中央に腫瘍があるものが最も多く、重篤な場合には下肢の麻痺を伴うものもあります。また、脳に腫瘍のある脳瘤や脳の発育ができない無脳症などもあります。</p>
60	<p>◎赤ちゃんの具合が悪い時</p> <p>※赤ちゃんの具合が悪い時</p> <p>出生体重が2,500g未満の場合や、その他の異常の場合には、保健所の指導が受けられるので保健所に連絡しましょう。また、公費による医療が受けられることもありますので、保健所に相談してください。</p>	<p>◎赤ちゃんの具合が悪い時</p> <p>出生体重が2,500g以下の場合や、その他の異常の場合には、保健所の指導が受けられるので保健所に連絡しましょう。また、公費による医療が受けられることもありますので、保健所に相談してください。</p>
61	(65頁「赤ちゃんと家族のかかリつけ医」の項に統合)	<p>◎お産の前に、産科医の紹介を受けるなどして、小児科医などから指導を受けておくと、育児に対する不安などを相談する機会になるでしょう。</p>

頁	新	旧
62	育児のしおり 毎日の育児は、通常より身体的にも精神的にも負担がかかるもののです。お母さん・お父さんにとっても、心と身体の健康が一番大切です。心と身体をいたわり、休養ができるだけとつて、何より健康であるよう心がけましょう。	育児のしおり 毎日の育児は、心や身体を通常よりも多く使うものです。お母さん・お父さんにとっても、心と身体の健康が一番大切です。心と身体をいたわり、休養ができるだけとつて、何より健康であるよう心がけましょう。
63	○お母さん・お父さんもうつぶせになつて手をとつて遊んであげるよ うにします。 ○喜んで頭を上げるよ うになります。	○お母さん・お父さんもうつ伏せになつて手をとつて遊んではあ げると、喜んで頭を上げるよ うになるでしょう。こうした遊びは赤ちゃんのよい運動にもなります。
64	○小さいものやたばこなど危険なものを口にいれたり、転落し たりしないよう、事故に気をつけましょう。(69頁参照)	○ 小さいものやたばこなど危険なものを口にいれたり、転落し たりしないよう、事故に気をつけましょう。(68頁参照)
65	○乳歯の前歯が生えそろい奥歯が生えてきて、むし歯ができやす くなります。食後の歯の清潔に注意しましょう。機嫌のよいと きに歯みがきの練習をはじめましょう。(79~80頁参照)	○ 乳歯の前歯が生えそろい奥歯が生えてきて、むし歯ができるやす くなります。食後の歯の清潔に注意しましょう。機嫌のよいとき に歯みがきの練習をはじめましょう。(77頁参照)
66	○心細いとき、淋しいとき、ちょっと不安を感じるときに指を吸 うと気持ちが落ち着きます。指しゃべりにはこのようないかの働き があります。三方、指にたこができるほどの過度の指しゃべりは 不正咬合(開咬く口を開じても前歯が咬み合わない状態)や あごの発育に障害をきたすことがあります。	○ 心細いとき、淋しいとき、ちょっと不安を感じるときに指を吸 うと気持ちが落ち着きます。指しゃべりにはこのようないかの働き があります。三方、指にたこができるほどの過度の指しゃべりは 不正咬合(開咬く口を開じても前歯が咬み合わない状態)や あごの発育に障害をきたすことがあります。
69	現在わが国では、不慮の事故が子どもの死亡原因の上位となつて います。	現在わが国では、幼児から小学生にかけて、子どもの死亡原因の 第1位は不慮の事故になっています。

頁 69	新			月齢・年齢別で見る起こりやすい事故			月齢・年齢別で見る起こりやすい事故		
	月・年齢	起きやすい事故	事故の主な原因	月・年齢	起きやすい事故	事故の主な原因	月・年齢	起きやすい事故	事故の主な原因
新生兒	周囲の不注意によるもの	☆誤って上から物を落とす ☆上の子が抱き上げてけがさせたり、物を食べさせる	新生兒	周囲の不注意によるもの	☆誤つて上から物を落とす ☆上の子が抱き上げてけがせたり、物を食べさせる				
1～6月	転落やけど 誤飲・中毒 窒息	☆ベッドなどから落ちる ☆ストーブにさわる ☆誤飲で多いもの、たばこ医薬品、化粧品、洗剤等 ☆コイン、豆などの誤飲	1～6月	転落やけど 誤飲・中毒 窒息	☆ベッドなどから落ちる ☆ストーブにさわる ☆誤飲で多いもの、たばこ医薬品、化粧品、洗剤等 ☆コイン、豆などの誤飲	1～6月	転落やけど 誤飲・中毒 窒息	☆ベッドなどから落ちる ☆ストーブにさわる ☆誤飲で多いもの、たばこ医薬品、化粧品、洗剤等 ☆コイン、豆などの誤飲	
7～12月	転落・転倒やけど 溺水 誤飲・中毒 窒息	☆扉、階段、ベッド ナアイロン、魔法瓶やポット のお湯 ☆浴槽、洗濯機に落ちる (残し湯をしない) ☆引出しの中の薬、化粧品、 コイン、豆など ☆お菓子などの食品がのどにこ <sup>ま</sup> まる ☆座席から転落。(チャイルドシートで防止)	7～12月	転落・転倒やけど 溺水 誤飲・中毒 窒息	☆扉、階段、ベッド ナアイロン、魔法瓶やポット のお湯 ☆浴槽、洗濯機に落ちる (残し湯をしない) ☆引出しの中の薬、化粧品、 コイン、豆など ☆お菓子などの食品がのどにこ <sup>ま</sup> まる ☆座席から転落。(チャイルドシートで防止)	7～12月	転落・転倒やけど 溺水 誤飲・中毒 窒息	☆扉、階段、ベッド ナアイロン、魔法瓶やポット のお湯 ☆浴槽、洗濯機に落ちる (残し湯をしない) ☆引出しの中の薬、化粧品、 コイン、豆など ☆座席から転落。(チャイルドシートで防止)	
1～4歳	誤飲(中毒) 窒息	☆原因の範囲が広がる。あらゆるもののが原因になる ☆お菓子などの食品がのどにつまる ☆階段、ベランダ(階台になれるものを置かない) ☆熱い鍋に触れる、テーブルクロスを引いて湯をこぼす ☆浴槽に落ちる、水あそび ☆飛び出し事故 (手をつないで歩く)	1～4歳	誤飲(中毒) 窒息	☆原因の範囲が広がる。あらゆるもののが原因になる ☆お菓子などの食品がのどにつまる ☆階段、ベランダ(階台になれるものを置かない) ☆熱い鍋に触れる、テーブルクロスを引いて湯をこぼす ☆浴槽に落ちる、水あそび ☆飛び出し事故 (手をつないで歩く)	1～4歳	誤飲(中毒) 窒息	☆原因の範囲が広がる。あらゆるもののが原因になる ☆階段、ベランダ(階台になれるものを置かない) ☆熱い鍋に触れる、テーブルクロスを引いて湯をこぼす ☆浴槽に落ちる、水あそび ☆飛び出し事故 (手をつないで歩く)	

真 實	新	旧
70	<p>◎小児救急電話相談事業 (#8000)</p> <p>休日・夜間の急な子どもの病氣にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けたまうがよいのかなど迷つたときに、全国同一短縮番号（#8000）をブッシュすることにより、お住まいの都道府県の相談窓口に自動転送され、小児科医師・看護師から症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスが受けられます。</p> <p>※ 詳しい実施状況は厚生労働省ホームページ（<a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/10/tb1010-3.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/10/tb1010-3.html</a>）をご覧ください。</p>	(記載なし)
71	<p>◎万が一、食べ物がつまつた時のための応急手当</p> <p>乳幼児には、食べ物による窒息感がおきやすいため、応急手当について知つておくことが必要です。【背部叩打法】乳幼児の応急手当の原則は「口の中に指を突っ込んで取り出そうとしてほいられない」ということです。乳児に対しては、手当をする人の片腕に、子をうづぶせに乗せ、手のひらで顔を支えて（図1）、また、少し大きい子に対しては、手当をする人の立て膝で太ももがうづぶせにした子のみぞおちを圧迫するように乗せて（図2）、どちらも頭を体より低くして、背中のまん中を平手で裏物が取れるまで叩きます。</p> <p>【腹部叩き上げ法（ハイムリック法）】年長児では、子の背後からら、手当をする人の両腕を回し、子のみぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫します（図3）。なお、腹部臓器を傷つけないよう力を加減します。</p> <p>これらの方針が行えない場合、横向きに寝かせて、または、座って前かがみにして背中を叩いてみてください。</p>	(記載なし)
78	<p>◎予防接種を受ける時期：次の表を参考にしてください。</p> <p>(表の差し替え) ポリオ：百日咳：6日～28日間隔　日本麻風：20日～56日間隔　日本脳炎：3～8週間隔</p>	<p>◎予防接種を受ける時期：次の表を参考にしてください。</p> <p>(表の差し替え) ポリオ：6週間以上上のジフテリア・百日咳・破傷風：3～8週間隔　日本脳炎：1～4週間隔</p>

図1背部叩打法（乳児）　図2背部叩打法変法（少しだ大きい子）　図3腹部叩き上げ法（年長児）



頁	新 日
80	(2) 最初から歯ブラシでみがこうとせらず、まず8か月頃より、保護者のひざにおお向けに寝かせ子どもの歯を観察する(歯を数えることから始めましょう。)
80	(4) 歯ブラシを口に入れることに慣れてきたら、初めて歯みがきを始めます。しかし、この時点では、歯をきれいにみがくことも大切ですが、あくまでも、歯ブラシの刺激に慣れさせ、歯みがきを好きになつてもらうことが重要です。
82	<b>産科医療補償制度</b> (記載なし)
83	産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産し、万一、赤ちゃんが分娩に難産して重度脳性まひとなつた場合に、看護・介護のための補償金が支払われます。この制度に加入している分娩機関の一覧は、(財)日本医療機能評価機構のホームページに掲載されています。 なお、補償の対象者については、出生体重や在胎週数、障害の程度などによる基準があります。  ・産科医療補償制度についてお問い合わせ (財)日本医療機能評価機構 http://www.sanka-ipc.jcdhc.or.jp 電話 03-5800-2231 受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝除く）  産科医療補償制度の シンボルマーク  ＜メモ＞ 登録した分娩機関の名称： _____
83	お母さん・お父さんの悩みや子育てに関する相談 赤ちゃんが産まれてから、お母さん・お父さんは大変忙しくなります。子育て中はストレスがたまりやすいのです。そのため普段は元気なお母さん・お父さんでも、イライラしたり、疲れくなったり、急にふさぎ込むなど心身の調子が悪れなくなることもあります。

頁	新	旧
88	◎育児休業など男女労働者の育児のための制度 ・子が1歳に達するまでの間（特別な理由がある場合には子が1歳6か月に達するまでの間）は、事業主に申し出ることにより、父親、母親のいずれでも育児休業をとることができます。 （一定の要件を満たした期間雇用者も休業できます。）	◎育児休業など男女労働者の育児のための制度 ・子が1歳に達するまでの間（特別な理由がある場合には子が1歳6か月に達するまでの間）は、事業主に申し出ることにより、父親、母親のいずれでも育児休業をとることができます。
89	◎育児等のために退職した方への再就職支援 なお、再就職サポートサイト（ <a href="http://www.saisyuuysyukusupport.jp">http://www.saisyuuysyukusupport.jp</a> ）においても再就職準備のための情報を提供しています。	◎育児等のために退職した方への再就職支援 なお、フレーフレーネット（ <a href="http://www.2020onet.net.jp">http://www.2020onet.net.jp</a> ）においても再就職準備のための情報を提供しています。
89	◎育児休業給付 育児休業を取得したときは、一定の要件を満たした場合に、雇用保険から休業前賃金の40%（平成22年3月31までに育児休業を開始した場合は50%）相当額の育児休業給付が支給される制度があります。	◎育児休業給付 ・育児休業を取得したときは、一定の要件を満たした場合に、雇用保険から休業前賃金の50%相当額の育児休業給付が支給される制度があります。
89	◎児童手当制度 ・児童手当育する方には、児童手当が支給されます。（所得制限があります。） 児童手当は、原則として申請した日の翌月分から支給されますので出産後すみやかに申請してください。 問い合わせ先 市区町村の児童手当担当窓口ほか	（記載なし）

(注) 70頁「小児救急電話相談事業 (#8000)」について  
 ・平成20年12月1日現在、富山県・鳥取県・沖縄県の3県を除く44都道府県で実施しています。  
 ・愛知県・宮崎県は携帯電話からの#8000のダイヤルには対応していません。